

青森県報

第二千八百四十八号

平成十九年
十月二十二日
(月曜日)

目次

告 示

- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一
- 河川法による兼用工作物の管理……………(河川砂防課) ……一
- 公有水面埋立地の用途変更の許可……………(港湾空港課) ……二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……二

公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……三
- 右 同……………(三八地域) ……三
- ……………(県民局) ……三

告 示

青森県告示第七百三十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨネ病	牛	患畜	一	上北郡七戸町	平成一九・一〇・二

青森県告示第七百三十一号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により一級河川岩木川水系腰巻川河川管理者青森県知事三村申吾と弘前市道高田二丁目十三号線道路管理者弘前市長相馬鋸一との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県県土整備部河川砂防課及び中津地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 河川の名称
一級河川岩木川水系腰巻川
- 二 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置
弘前市大字高田二丁目一〇一番十八地内及び一〇二番一地内
- 四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 名称 弘前市
 - 2 住所 弘前市大字上白銀町一番一
 - 3 代表者の氏名 道路管理者 弘前市長 相馬鋸一
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)(の新設(道路の附属物に係るものに限る。))、改築、維持又は修繕
 - 2 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間

平成十九年十月十五日から道路の存続する日まで

青森県告示第七百三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成九年八月二十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第十三条ノ二第一項の規定により、平成十九年十月十五日次のとおり埋立地の用途の変更を許可したので、同条第二項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

平成十九年十月二十二日

八戸港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 許可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 1 申請者の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県

- 2 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村 申吾

二 用途の変更に係る埋立地の位置、区域及び面積

1 位置

八戸市大字市川町字浜三〇の一、三三に接する国有地及び同町字浜二の一六の

地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結ぶ平成八年の秋分の満潮位（D・L・+・一・二七七メートル）における公有水面と市川二号護岸及び市川南防波堤との境界線及び の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点から の地点を順次に結ぶ平成八年の秋分の満潮位（D・L・+・一・二七七メートル）における公有水面と市川二号堤防との境界線により囲まれた区域

の地点 八戸市大字市川町字長七谷地二の三五一の国土地理院下大谷三等三角

点（北緯四〇度三四分二九秒二九九、東経一四一度二八分〇二秒四八七）から四四度四三分五〇秒一〇九四・四七メートルの地点

- の地点 の地点から四四度四〇分五八秒一六九・二一メートルの地点
- の地点 の地点から一五四度四〇分五八秒〇・五〇メートルの地点
- の地点 の地点から六四度四〇分五八秒九五・〇〇メートルの地点
- の地点 の地点から一五四度四〇分〇秒三一七・三七メートルの地点
- の地点 の地点から二四四度四〇分〇秒四・九五メートルの地点
- の地点 の地点から一五四度四〇分〇秒四二四・三〇メートルの地点
- の地点 の地点から二四四度四〇分〇秒二七・〇〇メートルの地点
- の地点 の地点から三三四度四〇分〇秒四・三〇メートルの地点
- の地点 の地点から一四四度四〇分四〇秒五六・〇〇メートルの地点
- の地点 の地点から一五四度四〇分〇秒四・三〇メートルの地点
- の地点 の地点から二四四度四〇分四〇秒一四五・八五メートルの地点
- の地点 の地点から三三七度二〇分一秒三四八・〇四メートルの地点
- の地点 の地点から二四六度二六分〇五秒六五・七六メートルの地点

3 面積

一八四、〇七三・四三平方メートル

三 用途の変更の内容

用途	配置	規模
木材・木製品製造業用地	埋立地の中央部から南東側に配置	十二・五ヘクタール
食品製造業用地	埋立地の北西側に配置	五・〇ヘクタール
道路用地	埋立地の西端部で中央部から南側に配置	〇・五七ヘクタール

青森県告示第七百三十三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十九年十月二十二日

第一号の表中

青森県知事 三 村 申 吾

「合浦公園通支店	— 青森市佃二丁目	」を削り、
「佃支店	— 青森市中佃二丁目	」を
「佃支店	— 青森市中佃二丁目	」に改める。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社青森クボタ
- 二 代表者の氏名 内山 龍一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字荒川字柴田一八〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第二四三三五号
- 五 取消年月日 平成十九年十月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年九月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社田守建築
- 二 代表者の氏名 田守 洋児
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字豊間内字上谷地一九の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一二八三二号
- 五 取消年月日 平成十九年十月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、とび・土工、管、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭